

財政的援助団体等監査の結果（令和8年3月3日決定分）

第1 監査の概要

1 監査の趣旨

財政的援助団体等監査は、地方自治法第199条の規定に基づき、広島県監査委員監査基準（以下「監査基準」という。）第2条第1項第3号に規定する財政的援助団体等監査を実施するもので、当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、県が補助金等を交付している団体については、対象事業が補助等の目的に沿って適正で効果的に行われているか、県が出資又は出えんを行っている団体については、当該団体の事業が出資又は出えんの目的に沿って適切に運営されているか、また、公の施設の指定管理者については、管理を行わせている趣旨に沿って施設の管理が適切に行われているかをそれぞれ主眼として、監査基準に準拠して実施した。

2 監査の実施内容

監査は、実地監査又は書面監査の方法により執行した。

実地監査は、監査委員が監査対象機関に出向き、提出された監査資料を基に、令和6年度から監査日までの事務・事業の中から抽出の方法により、関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに関係者からの事情聴取等を行い、実施した。

また、書面監査は、提出された監査資料と証拠書類を突合するとともに、必要に応じて追加資料の提出を求める方法で実施した。

3 監査対象機関

監査対象機関は、次表のとおり。

番号	機関名	監査実施日	職員調査日	監査の方法
1	広島県土地開発公社	令和7年12月22日	令和7年11月13日、14日	実地
2	広島県道路公社	令和7年12月22日	令和7年11月13日、14日	実地
3	広島県住宅供給公社	令和7年12月22日	令和7年11月13日、14日	実地
4	公益財団法人ひろしま国際センター	令和7年12月23日	令和7年12月8日、9日	実地
5	公益財団法人広島県男女共同参画財団	令和7年12月4日	令和7年11月20日	実地
6	公益財団法人ひろしま産業振興機構	令和8年1月9日	令和7年12月11日、12日	実地
7	公益財団法人広島県下水道公社	令和8年1月13日	令和7年12月17日	実地
8	一般社団法人広島県野菜価格安定資金協会	令和8年3月3日	令和7年12月18日	書面
9	社会福祉法人広島県福祉事業団	令和7年12月2日	令和7年11月11日、12日	実地
10	RCC文化センター・イズミテクノホールマネジメントグループ共同事業体	令和8年3月3日	令和7年12月19日	書面

番号	機関名	監査実施日	職員調査日	監査の方法
11	イズミテクノ・広島緑地建設・広田造園共同事業体	令和7年11月21日	令和7年11月4日、5日	実地
12	もみのき森林公園管理グループ	令和8年3月3日	令和7年11月21日	書面
13	株式会社恐羅漢	令和8年3月3日	令和7年11月26日	書面
14	株式会社WAKOフロンティア	令和8年3月3日	令和8年1月8日	書面
15	株式会社中国バス	令和8年3月3日	令和8年1月16日	書面
16	学校法人福山暁の星学院	令和8年3月3日	令和7年12月5日	書面
17	学校法人祇園清心学園	令和8年3月3日	令和7年11月27日	書面
18	一般社団法人広島市医師会	令和8年3月3日	令和7年12月4日	書面
19	社会福祉法人つつじ	令和8年3月3日	令和7年12月3日	書面
20	医療法人社団恵宣会	令和8年3月3日	令和7年11月25日	書面
21	公益社団法人広島県トラック協会	令和8年3月3日	令和7年11月6日	書面
22	府中商工会議所	令和8年3月3日	令和7年12月18日	書面
23	広島市森林組合	令和8年3月3日	令和8年1月9日	書面
24	一般社団法人広島県清港会	令和8年3月3日	令和7年12月2日	書面

4 委員の除斥

地方自治法第199条の2の規定により、広島県住宅供給公社の監査について福知委員を、監査執行に当たり除斥した。

第2 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

【監査の結果の区分に係る注釈】

監査の結果の区分については、法令等に違反し又は不当であることが明らかであり、速やかに是正を求めるものを「指摘事項」として、また、業務の執行等において改善を求めるもの及び長期末納のうち改善を求める必要があるものを「改善を求める事項」として区分している。

このほか、業務の執行等において検討を要請するものは、「検討要請事項」としている。

1 広島県土地開発公社

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 設立目的 公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と県民福祉の増進に寄与すること。
- ・ 所在地 広島市中区大手町二丁目 11 番 15 号
- ・ 代表者 理事長 藤原 直樹
- ・ 設 立 昭和 48 年 3 月 31 日
- ・ 役職員 (令和 7 年 9 月 30 日現在)
 役員 13 人 (うち常勤 4 人)
 職員 9 人 (非常勤職員を含む。)
- ・ 主な事業 公有地取得事業、土地造成事業、附帯等事業
- ・ その他 平成 21 年 4 月 1 日から、広島県道路公社及び広島県住宅供給公社と事務局を統合している。

イ 経営の状況

(単位：千円)

区 分	令和 6 年度
売上高 A	669,253
売上原価 B	575,478
販売費・一般管理費 C	62,456
営業利益 (損失) D (A - B - C)	31,318
営業外収益 E	78,036
営業外費用 F	25
経常利益 (損失) G (D + E - F)	109,329
特別利益 H	0
特別損失 I	0
当期純利益 (損失) J (G + H - I)	109,329
資産合計 K (L + M)	24,775,541
負債合計 L	9,442,939
資本合計 M	15,332,602
(うち基本金 (資本金))	30,000
(うち剰余金 (累積欠損金) 等)	15,302,602

※ 出典：出資法人経営状況説明書

※ 端数調整により合計が一致しない場合がある。

ウ 県の財政的援助等の状況 (令和 7 年 3 月 31 日現在)

(ア) 基本財産 30,000,000 円の全額を出資 (所管課 土木建築局用地課)

(イ) 債務保証 (所管課 土木建築局都市計画課)

- ・ 債務保証残高 293,315,675 円
- ・ 保証の対象 県土地開発公社が行う国交省補助事業 (街路) の用に供するための公共用地の取得に係る金融機関からの長期借入金

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第3号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

2 広島県道路公社

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 設立目的 広島県の区域において、その通行又は利用について料金を徴収することができる道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を総合的かつ効率的に行うこと等により、この地域の地方的な幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もって住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与する。
- ・ 所在地 広島市中区大手町二丁目 11 番 15 号
- ・ 代表者 理事長 藤原 直樹
- ・ 設立 昭和 56 年 3 月 30 日
- ・ 役職員 (令和 7 年 9 月 30 日現在)
 役員 8 人 (うち常勤 4 人)
 職員 17 人 (非常勤職員を含む。)
- ・ 主な事業 安芸灘大橋有料道路の管理
- ・ その他 平成 21 年 4 月 1 日から、広島県土地開発公社及び広島県住宅供給公社と事務局を統合している。

イ 経営の状況

(単位：千円)

区 分	令和 6 年度
業務収入 A	636,792
業務費用 B	391,830
一般管理費 C	92,555
事業利益 (損失) D (A - B - C)	152,407
業務外収入 E	10,113
業務外費用 F	0
経常利益 (損失) G (D + E - F)	162,520
特別利益 H	0
特別損失 I	0
特定準備金計上 J	162,520
当期純利益 (損失) K (G + H - I - J)	0
資産合計 L (M + N)	13,605,340
負債合計 M	9,755,340
(うち、特別法上の引当金等)	9,632,395
資本合計 N	3,850,000
(うち、基本金 (資本金))	3,850,000
(うち、剰余金 (累積欠損金) 等)	0

※ 出典：出資法人経営状況説明書

※ 端数調整により合計が一致しない場合がある。

ウ 県の財政的援助等の状況 (令和 7 年 3 月 31 日現在)

基本財産 3,850,000,000 円的全額を出資 (所管課 土木建築局道路河川管理課)

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第3号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

3 広島県住宅供給公社

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 設立目的 住宅を必要とする勤労者に対し、住宅の積立分譲等の方法により居住環境の良好な集団住宅及びその用に供する宅地を供給し、もって住民の生活の安定と社会福祉の増進に寄与する。
- ・ 所在地 広島市中区大手町二丁目 11 番 15 号
- ・ 代表者 理事長 藤原 直樹
- ・ 設 立 昭和 41 年 3 月 31 日
- ・ 役職員（令和 7 年 9 月 30 日現在）
 役員 10 人（うち常勤 4 人）
 職員 26 人（非常勤職員を含む。）
- ・ 主な事業 住宅の建設、賃貸、管理及び譲渡、宅地の賃貸、管理及び譲渡等
- ・ その他 平成 21 年 4 月 1 日から、広島県土地開発公社及び広島県道路公社と事務局を統合している。

イ 経営の状況

（単位：千円）

区 分	令 和 6 年 度
事業収益 A	1,627,407
事業原価 B	1,467,848
一般管理費 C	110,013
事業利益（損失） D (A - B - C)	49,545
その他経常収益 E	31,627
その他経常費用 F	61,203
経常利益（損失） G (D + E - F)	19,969
特別利益 H	0
特別損失 I	0
当期純利益（損失） J (G + H - I)	19,969
資産合計 K (L + M)	20,199,228
負債合計 L	8,371,664
資本合計 M	11,827,564
（うち、基本金（資本金））	10,000
（うち、剰余金（累積欠損金）等）	11,817,564

※ 出典：出資法人経営状況説明書

※ 端数調整により合計が一致しない場合がある。

ウ 県の財政的援助等の状況（令和 7 年 3 月 31 日現在）

基本財産 10,000,000 円のうち、8,300,000 円を出資（所管課 土木建築局住宅課）

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第3号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

4 公益財団法人ひろしま国際センター

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 設立目的 広島県における国際化の進展に適切に対処し、県民と諸外国国民との積極的な交流を推進し、国際理解の増進と友好親善の促進を図ることにより、世界の平和と繁栄のために貢献する広島づくりに寄与する。
- ・ 所在地 広島市中区中町8番18号 広島クリスタルプラザ6階
- ・ 代表者 会長 小田 宏史
- ・ 設立 平成元年1月11日（平成25年4月1日公益財団法人へ移行）
- ・ 役職員（令和7年10月31日現在）
 - 役員 19人（うち常勤2人）
 - 職員 61人（非常勤職員を含む）
- ・ 主な事業 多文化共生社会支援事業、平和貢献推進・国際人材育成事業、留学生支援事業、国際協力研修事業、地域の国際化推進事業、ひろしま国際プラザ施設管理運営事業

イ 経営の状況

（単位：千円）

区 分	令和6年度
経常収益 A	461,092
経常費用 B	469,965
当期経常増減額 C (A - B)	▲8,873
経常外収益 D	0
経常外費用 E	0
当期経常外増減額 F (D - E)	0
当期一般正味財産増減額 G (C + F)	▲8,873
当期指定正味財産増減額 H	▲5,351
当期正味財産増減額合計 I (G + H)	▲14,224
資産合計 J (K + N)	1,172,874
負債合計 K	39,259
指定正味財産 L	1,007,145
（うち基本財産充当額）	(998,115)
一般正味財産 M	126,469
（うち基本財産充当額）	(1,885)
正味財産合計 N (L + M)	1,133,614

※ 出典：出資法人経営状況説明書

※ 端数調整により合計が一致しない場合がある。

ウ 県の財政的援助等の状況

(ア) 基本財産 1,000,000,000 円のうち、747,618,007 円 (74.8%) を出捐 (令和 7 年 3 月 31 日現在)

(所管課 地域政策局国際課)

(イ) 公の施設の指定管理者

- ・施設名 広島県立広島国際協力センター
- ・指定期間 令和 6 年 4 月 1 日～令和 11 年 3 月 31 日
- ・指定期間に係る管理費用の上限額 895,155,000 円
(うち、令和 6 年度管理費用 178,935,000 円)
- ・所管課 地域政策局国際課
- ・利用状況

年 度	研修室	宿泊室	情報センター・図書室
令和 6 年度	1,395 時間	9,792 人泊	6,342 人

(注) 研修室はクッキング交流室を含む 13 室、宿泊室は県管理 73 室の利用状況である。

(ウ) 令和 6 年度公益財団法人ひろしま国際センター支援事業補助金を交付

(所管課 地域政策局国際課)

- ・補助額 34,912,018 円
- ・交付の目的 国際交流を円滑に進めるための施設及び公益財団法人ひろしま国際センターの円滑な事業運営を確保する。
- ・補助対象経費 事務所の賃借料・共益費、嘱託員給与費

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第 15 条第 2 項第 3 号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

5 公益財団法人広島県男女共同参画財団

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 設立目的 男女がその個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野において共に参画していくために必要な事業を展開し、男女共同参画社会の実現に資する。
- ・ 所在地 広島市中区大手町一丁目2番1号 おりづるタワー10階
- ・ 代表者 理事長 石田 洋子
- ・ 設立 昭和63年8月23日（平成25年4月1日公益財団法人へ移行）
- ・ 役職員（令和7年9月30日現在）
 役員9人
 職員6人（県からの派遣職員1人を含む。）
- ・ 主な事業 男女共同参画に関する情報の収集及び提供
 男女共同参画社会の実現を目指す取組の普及促進
 男女共同参画に関する相談
 男女共同参画に関する講座・研修の企画実施
 男女共同参画に関する県民の活動の支援及び他機関・市民団体等との協働・連携
 広島県女性総合センター（エソール広島）の管理及び運営

イ 経営の状況

（単位：千円）

区 分	令和6年度
経常収益 A	50,940
経常費用 B	51,354
当期経常増減額 C (A-B)	▲414
経常外収益 D	50
経常外費用 E	0
当期経常外増減額 F (D-E)	50
当期一般正味財産増減額 G (C+F)	▲364
当期指定正味財産増減額 H	▲654
当期正味財産増減額合計 I (G+H)	▲1,017
資産合計 J (K+L+O)	89,853
負債合計 K	6,107
基金 L	—
指定正味財産 M	64,321
（うち基本財産充当額）	(61,000)
一般正味財産 N	19,426
正味財産合計 O (L+M+N)	83,747

※ 出典：出資法人経営状況説明書

※ 端数処理の関係で、合計額が一致しない場合がある。

ウ 県の財政的援助等の状況

(ア) 基本財産 61,000,000 円のうち 30,000,000 円 (49.2%) を出捐 (令和 7 年 9 月 30 日現在)
(所管課 環境県民局わたしらしい生き方応援課)

(イ) 令和 6 年度わたしらしい生き方応援拠点づくり事業補助金を交付

(所管課 環境県民局わたしらしい生き方応援課)

- ・ 補助額 37,662,000 円
- ・ 交付の目的 男女共同参画社会づくりの推進
- ・ 補助対象経費 男女共同参画社会の実現に向けた事業の実施及びエソール広島の管理・運営に必要な経費

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項があった。

【指摘事項】

決算に係る事務処理について

決算に係る事務処理について、次のとおり誤りがあった。適正な事務処理に努められたい。

ア 貸借対照表の特定資産において、財務規程に定めのない財産（特定資産ソフトウェア）を計上していた。

根拠	公益財団法人広島県男女共同参画財団財務規程第 29 条
----	-----------------------------

イ 財務諸表に対する注記の 2 「基本財産及び特定資産の増減額及びその残高」及び 3 「基本財産及び特定資産の財源等の内訳」における特定資産什器備品の金額が貸借対照表と一致していなかった。

根拠	公益法人会計基準 第 5 財務諸表の注記 (4) 及び (5)
----	---------------------------------

ウ 財務諸表に対する注記の 4 「固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高」において、固定資産の取得価額及び減価償却累計額から除却済の什器備品に係る金額が除かれていなかった。

根拠	公益法人会計基準 第 5 財務諸表の注記 (7)
----	--------------------------

6 公益財団法人ひろしま産業振興機構

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・設立目的 産学官の協同体制により、県内産業の技術の高次化を促進するとともに、新事業の創出、中小企業等の経営・技術革新、経営基盤の強化、国際化対応等を総合的に支援することにより、企業の活性化を図り、もって地域産業の発展に寄与する。
- ・所在地 広島市中区千田町三丁目7番47号
- ・代表者 理事長 池田 晃治
- ・設立 昭和58年11月24日（平成22年4月1日公益財団法人へ移行）
- ・役員（令和7年10月末現在）
 役員22人（うち常勤7人）
 職員88人（非常勤職員を含む。）
- ・主な事業 創業・経営革新等の支援、技術研究開発の支援及び技術交流の促進、大学等の研究成果及び特許の技術移転の促進、高度産業人材等の育成、取引先開拓の支援、経営・技術等に係る産業情報の収集・提供、資金等の支援、国際ビジネスの支援、公の産業振興施設の指定管理

イ 経営の状況

（単位：千円）

区 分	令和6年度
経常収益 A	1,336,286
経常費用 B	1,367,003
当期経常増減額 C (A - B)	▲30,718
経常外収益 D	23,331
経常外費用 E	73
当期経常外増減額 F (D - E)	23,258
当期一般正味財産増減額 G (C + F)	▲7,460
当期指定正味財産増減額 H	3,791
当期正味財産増減額合計 I (G + H)	▲3,669
資産合計 J (K + L)	9,534,263
負債合計 K	7,426,503
指定正味財産	1,154,466
うち、基本財産充当額	(126,200)
一般正味財産	953,295
正味財産合計 L	2,107,761

※ 出典：出資法人経営状況説明書

※ 端数調整により合計が一致しない場合がある。

ウ 県の財政的援助等の状況

(ア) 基本財産 126,200,000 円のうち 66,000,000 円を出捐

(令和 7 年 10 月 31 日現在) (所管課 商工労働局商工労働総務課)

(イ) 補助金及び負担金 417,488,109 円を交付 (令和 6 年度)

a 令和 6 年度広島県中小企業・ベンチャー総合支援センター事業費補助金

(所管課 商工労働局イノベーション推進チーム)

・補助額 84,108,031 円

・交付の目的 中小企業・ベンチャーに対する事業化・市場化 (新事業展開、経営革新等) の支援

・補助対象経費 中小・ベンチャー企業成長支援事業、情報創造提供事業、チーム型支援事業及び中小企業技術・経営力評価制度活用促進事業を実施するための経費

b 令和 6 年度広島県中小企業・ベンチャー総合支援センター管理運営費補助金

(所管課 商工労働局イノベーション推進チーム)

・補助額 58,511,000 円

・交付の目的 中小企業・ベンチャー総合支援センターの管理運営に対する助成

・補助対象経費 中小企業・ベンチャー総合支援センターの管理運営に従事する職員の人件費、資料作成費等の経費

c 令和 6 年度地域共同研究プロジェクト推進事業補助金

(所管課 商工労働局イノベーション推進チーム)

・補助額 27,696,000 円

・交付の目的 産学官共同の研究開発の支援及び技術交流の促進により、県内産業の技術の高度化に資する

・補助対象経費 当該事業に従事する職員の人件費、資料作成費等の経費

d 令和 6 年度中小・ベンチャー企業チャレンジ応援事業費補助金

(所管課 商工労働局イノベーション推進チーム)

・補助額 27,120,678 円

・交付の目的 中小・ベンチャー企業に対する新事業展開・第 2 創業の支援

・補助対象経費 助成事業対象の企業の選定等に要する経費及び対象企業に対する助成金

e 令和 6 年度新たな価値づくり研究開発支援補助金

(所管課 商工労働局イノベーション推進チーム)

・補助額 6,436,000 円

・交付の目的 製造業者等を対象とした応用開発・実用化開発支援

・補助対象経費 事業管理機関が行う代表事業者単独又は開発グループにおける研究開発の進行管理等に要する経費

- f 令和6年度広島県中小企業知財支援センター事業費補助金
(所管課 商工労働局イノベーション推進チーム)
- ・補助額 7,331,459 円
 - ・交付の目的 中小企業の技術や研究成果の発掘・活用提案に要する経費に対する支援
 - ・補助対象経費 当該事業に従事する職員の人件費、資料作成費等の経費
- g 令和6年度広島県下請企業振興事業費補助金
(所管課 商工労働局イノベーション推進チーム)
- ・補助額 41,310,394 円
 - ・交付の目的 下請中小企業に対する取引先開拓の支援
 - ・補助対象経費 当該事業に従事する職員の人件費、資料作成費等の経費
- h 令和6年度ひろしまものづくり人材育成センター事業費補助金
(所管課 商工労働局イノベーション推進チーム)
- ・補助額 15,915,482 円
 - ・交付の目的 業務改善活動や中長期的な成長活動を指導できる人材の育成等することにより、企業の生産性向上や新事業展開等を推進する
 - ・補助対象経費 IoT等を活用した現場改善を推進できる人材の育成塾運営等に要する経費
- i 令和6年度自動車関連産業集積支援事業費補助金
(所管課 商工労働局イノベーション推進チーム)
- ・補助額 40,504,740 円
 - ・交付の目的 県内の自動車関連産業の振興支援
 - ・補助対象経費 コーディネーター等の人件費、旅費等の経費
- j 令和6年度新技術トライアル・ラボ運営事業費補助金
(所管課 商工労働局イノベーション推進チーム)
- ・補助額 89,640,325 円
 - ・交付の目的 自動車メーカーの技術ニーズと部品企業の技術シーズを中心にした技術構想の企画、将来技術の芽の創出のための探索的な実験等の実施
 - ・補助対象経費 トライアル・ラボの運営に要する経費
- k 令和6年度国際経済交流支援負担金
(所管課 商工労働局県内投資促進課)
- ・負担額 18,914,000 円
 - ・交付の目的 県内企業に対する国際ビジネスの支援
 - ・補助対象経費 海外事務所等の運営及び国際経済交流支援事業に要する経費、事務所運営に要する経費への負担金

(ウ) 損失補償 (損失補償残高合計 48,911,738 円 (令和7年3月31日現在))

a 広島県設備資金貸付事業損失補償 (所管課 商工労働局経営革新課)

- ・損失補償残高 7,340,809 円
- ・損失補償の内容 設備資金貸付事業の貸付金に係る損失補償

b 広島県設備貸与事業損失補償 (所管課 商工労働局経営革新課)

- ・損失補償残高 41,570,929 円
- ・損失補償の内容 設備貸与事業の貸与料に係る損失補償

(エ) 貸付金 (貸付金残高合計 5,177,336,000 円 (令和7年3月31日現在))

a 被災中小企業施設・設備整備支援事業 (貸付事業)

(所管課 商工労働局経営革新課)

- ・貸付金残高 578,781,000 円
- ・貸付の目的 平成30年7月豪雨により被災した中小企業等に対してグループ補助金の自己負担分を無利子で貸付を行う
- ・貸付の対象 被災中小企業施設・設備整備支援事業の貸付原資

b 被災中小企業施設・設備整備支援事業 (管理事業)

(所管課 商工労働局経営革新課)

- ・貸付金残高 4,598,555,000 円
- ・貸付の目的 被災中小企業施設・設備整備支援事業を実施するにあたり運用益を事務費等の財源とする
- ・貸付の対象 グループ補助金無利子貸付管理事業基金の造成

(オ) 公の施設の指定管理者 (広島県立産業技術交流センターについては今回監査の対象外)

- ・施設名 広島県立広島産業会館
- ・所在地 広島市南区比治山本町 12-18
- ・指定期間 令和3年4月1日～令和8年3月31日
- ・指定期間に係る管理費用の上限額 広島県立広島産業会館の管理経費は、利用料金収入から賄われるため、県からの指定管理料支出はないが、令和4年度以降は、燃料価格高騰の影響額が県から補填されている。(補填額計 24,494,775 円)
- ・所管課 商工労働局商工労働総務課
- ・施設設備 展示場 (9室)、会議室 (1室)、控室等 (13室)、駐車場 (平日 381台・土日祝日 448台) 等
- ・指定期間に係る管理費用の上限額 広島県立広島産業会館の管理に要する経費は、利用料金に係る収入から賄われるため、県からの管理費用の支出はないが、物価変動等を大幅に超える燃料価格高騰の影響として、県から補填がなされている。(令和3年度～6年度の県からの管理費用補填額計 30,954,000 円)
- ・所管課 商工労働局商工労働総務課
- ・施設設備 展示場 (9室)、会議室 (1室)、控室等 (13室)、駐車場 (平日 389台・土日祝日 456台) 等
- ・利用状況 (令和6年度) 面積稼働率 42.0%

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項があった。

【指摘事項】

補助金における事務処理について

広島県下請企業振興事業費補助金において、次のとおり不適正な事務処理があった。適正な事務処理に努められたい。

ア 補助事業により取得した備品について、その保管状況を明らかにするための台帳を設けていなかった。

根 拠	広島県下請企業振興事業費補助金交付要綱第 11 条
-----	---------------------------

イ 交付要綱に定められた様式により、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額に関する知事への報告を行っていなかった。

根 拠	広島県下請企業振興事業費補助金交付要綱第 10 条
-----	---------------------------

7 公益財団法人広島県下水道公社

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 設立目的 県民の健康で快適な生活環境の向上と公共用水域の水質保全さらに地球環境の保全に寄与するために、下水道技術や環境改善に関する調査研究、下水道知識の普及啓発等及び流域下水道の管理を行うこと。
- ・ 所在地 広島市南区向洋沖町1番1号
- ・ 代表者 理事長 上仲 孝昌
- ・ 設 立 昭和56年8月1日（平成25年4月1日公益財団法人へ移行）
- ・ 役職員（令和7年10月31日現在）
役員17人（うち常勤2人）、職員37人（うち県派遣職員12人）
- ・ 主な事業 下水道に係る水質管理、下水道技術者の育成、下水道技術並びに環境改善及び省資源化等の調査研究、下水道知識の普及及び啓発、流域下水道の処理施設の運転及び維持管理

イ 経営の状況

（単位：千円）

区 分	令和6年度
経常収益 A	4,862,356
経常費用 B	4,850,697
当期経常増減額 C (A - B)	11,659
経常外収益 D	0
経常外費用 E	0
当期経常外増減額 F (D - E)	0
当期一般正味財産増減額 G (C + F)	11,659
当期指定正味財産増減額 H	0
当期正味財産増減額合計 I (G + H)	11,659
資産合計 J (K + N)	1,143,552
負債合計 K	1,024,171
指定正味財産 L	79,000
（うち、基本財産充当額）	79,000
一般正味財産 M	40,381
正味財産合計 N (L + M)	119,381

※ 出典：出資法人経営状況説明書

※ 端数調整により、合計が一致しない場合がある。

ウ 県の財政的援助等の状況

基本財産79,000,000円のうち、39,500,000円（50%）を出捐（令和7年4月1日現在）
（所管課 上下水道部流域下水道課）

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において検討要請事項があった。

【検討要請事項】

修繕業務契約における事務処理について

ア 低入札価格調査制度等の導入について

公益財団法人広島県下水道公社（以下「公社」という。）が発注する維持修繕業務の競争入札については、低入札価格調査制度等を導入していないが、流域下水道処理施設における修繕業務は、公益性が極めて高いこと、建設業法で定める工事種類による専門性を求めて施工する業務で品質の確保や適正な実施が不可欠であること、さらに、国や地方自治体を中心に公共工事の品質確保とその担い手の確保やダンピング防止に積極的に取り組んでいる社会的背景があることなどを踏まえて、低入札価格調査制度等の導入を検討していただきたい。

イ 契約保証金の納付等について

公社が発注する維持修繕業務の契約については、契約保証金を納付等させていないが、流域下水道処理施設における修繕業務は、公益性が極めて高いこと、また、建設業法で定める工事種類による専門性を求めて施工する業務であることから、契約不履行によるリスク軽減等のため契約保証金の納付等を検討していただきたい。

8 一般社団法人広島県野菜価格安定資金協会

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・設立目的 国や県の補助金、会員からの負担金等を原資として野菜安値補償金を造成し、野菜の市場価格が著しく下落した場合に、会員を通じて生産者に安値補償金を交付することにより、野菜生産農家の経営の安定及び野菜の安定した生産と供給を図る。
- ・所在地 広島市安佐南区大町東二丁目 14 番 12 号
- ・代表者 会長 安藤 重孝
- ・設立 昭和 42 年 5 月 26 日 (平成 25 年 4 月 1 日 一般社団法人へ移行)
- ・役職員 (令和 7 年 10 月末現在)
 - 役員 9 人 (うち常勤 1 人)
 - 職員 3 人
- ・主な事業 安値補償交付予約数量の取りまとめ、安値補償交付準備金の造成及び管理、安値補償金の交付

イ 経営の状況

(単位：千円)

区 分		令和 6 年度
経常収益	A	15,906
経常費用	B	28,937
当期経常増減額	C (A - B)	▲13,031
経常外収益	D	0
経常外費用	E	0
当期経常外増減額	F (D - E)	0
当期一般正味財産増減額	G (C + F)	▲13,031
当期指定正味財産増減額	H	▲3,915
当期正味財産増減額合計	I (G + H)	▲16,947
資産合計	J (K + N)	518,858
負債合計	K	19,467
指定正味財産	L	307,471
(うち、基本財産充当額)		0
一般正味財産	M	191,920
正味財産合計	N	499,391

※ 出典：出資法人経営状況説明書

※ 端数調整により合計が一致しない場合がある。

ウ 県の財政的援助等の状況

- (ア) 加入預り金 18,275,000 円のうち、13,050,000 円 (71.4%) を出捐
(所管課 農林水産局農業生産課)
- (イ) 令和 6 年度野菜安値補償準備金造成事業補助金を交付
(所管課 農林水産局農業生産課)

- ・ 補助額 8,108,000 円
- ・ 交付の目的 計画的な野菜生産と供給を目指し長期的な野菜価格の安定を図る。
- ・ 補助対象経費 協会が野菜安値補償金の交付に要する資金として、業務対象年間中に造成する補償準備金に充てるための経費で国費補助分を除いた経費の一部

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第3号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

9 社会福祉法人広島県福祉事業団

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・設立目的 広島県が設置する社会福祉施設等の運営を適切かつ能率的に行うことにより、広く県民福祉の向上と増進に寄与する。
- ・所在地 東広島市西条町田口 295 - 3
- ・代表者 理事長 安永 裕司
- ・設立 昭和 39 年 4 月 30 日
- ・役職員 (令和 7 年 10 月 31 日現在)
 - 役員 10 人 (うち常勤 3 人)
 - 職員 667 人 (非常勤等を含む)
- ・主な事業 広島県立総合リハビリテーションセンターなどの経営 (指定管理者)

イ 経営の状況

(単位：千円)

区分	令和 6 年度
事業活動収入 A	6,640,543
事業活動支出 B	6,466,287
事業活動資金収支差額 C (A - B)	174,256
その他の収益 D	33,792
その他の費用 E	124,907
事業活動外資金収支差額 F (D - E)	▲91,115
当期資金収支差額 G (C + F)	83,141
資産合計 H (I + J)	2,983,451
負債合計 I	1,360,737
純資産 J	1,622,715
(うち基本金)	10,000
(うち、当期活動収支差額)	73,154

※ 出典：出資法人経営状況説明書

※ 端数処理の関係で、合計額が一致しない場合がある。

ウ 県の財政的援助等の状況

(ア) 基本財産

10,000,000 円の全額を出資 (令和 7 年 11 月 11 日現在)

(所管課 健康福祉局障害者支援課)

(イ) 補助金・交付金

- a 令和6年度女性医師等就労環境整備事業補助金を交付
(所管課 健康福祉局医療介護基盤課)
- ・ 交付額 914,000 円
 - ・ 交付の目的 子育て中の女性医師新規採用
 - ・ 補助対象経費 短時間正規雇用の勤務形態により、女性医師を雇用している医療機関に対する補助
- b 令和6年度新人看護職員研修事業補助金を交付
(所管課 健康福祉局医療介護基盤課)
- ・ 交付額 311,000 円
 - ・ 交付の目的 看護の質の向上と早期離職防止
 - ・ 補助対象経費 新人看護職員を迎える病院において、「新人看護職員ガイドライン」に沿った研修の実施経費を一部補助
- c 令和6年度福祉・介護職員処遇改善特例交付金を交付
(所管課 健康福祉局障害者支援課)
- ・ 交付額 4,001,172 円
 - ・ 交付の目的 福祉・介護職員の賃金を2%程度引き上げる
 - ・ 補助対象経費 1人当たり月額平均6,000円の賃金引き上げに相当する額を、対象サービスごとの交付率に応じて補助
- d 令和6年度広島県医療機関食材料費高騰対策支援金を交付
(所管課 健康福祉局医療介護基盤課)
- ・ 交付額 1,280,000 円
 - ・ 交付の目的 食材料費高騰の影響を緩和
 - ・ 補助対象経費 公的価格により経営を行っている医療機関に対して、価格高騰の影響額の一部を補助
- e 令和6年度広島県難病医療費助成制度におけるオンライン資格確認のための医療機関システム改修等事業補助金を交付
(所管課 健康福祉局疾病対策課)
- ・ 交付額 261,000 円
 - ・ 交付の目的 オンライン資格確認のため医療機関システム改修
 - ・ 補助対象経費 難病医療費助成制度におけるオンライン資格確認のための医療機関システム改修等に必要経費を補助

(ウ) 公の施設の指定管理者

a 施設の概要

施設名	定員等 (令和6年度)	管理費用等 (令和6年度)
広島県立総合リハビリテーションセンター（東広島市西条町）		
医療センター（診療部門）	入院 160 床	(管理費用) 173,812,000 円 (手数料等相当額) 22,093,000 円 (県有備品購入費相当額) 26,484,230 円
高次脳機能センター	入院 40 床(再掲)	
若草園（医療型障害児入所施設・療養介護）	入所 60 人	
若草療育園（医療型障害児入所施設・療養介護）	入所 53 人	
わかば療育園（医療型障害児入所施設・療養介護）	入所 52 人	
在宅障害児（者）支援センター（児童発達支援センター）	通所 10 人	
あけぼの（障害者支援施設）	入所 40 人 日中 60 人	
スポーツ交流センター（身体障害者福祉センター）	－	
広島県立福山若草園（福山市水呑町）		
福山若草育成園（児童発達支援センター）	通所 10 人	※監査対象外
福山若草療育園（医療型障害児入所施設・療養介護）	入所 54 人	
広島県立松陽寮（東広島市八本松町）		
松陽寮（障害者支援施設）	入所 148 人 日中 163 人	※監査対象外

b 指定期間 平成 28 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日

c 所管課 健康福祉局障害者支援課

d 利用状況（令和 6 年度）※監査対象施設のみ記載

(a) 広島県立総合リハビリテーションセンター

【医療センター】

入院		外来	
1 日平均	延人数	1 日平均	延人数
121.8 人	44,483 人	202.9 人	54,180 人

【あけぼの】

入所	生活介護	機能訓練	生活訓練	就労移行支援	合計
8,307 人	3,752 人	0 人	3,563 人	0 人	15,622 人

【スポーツ交流センター】

区分		1日平均	年間利用者数
スポーツ施設	プール	86.8人	25,180人
	アリーナ	43.3人	12,561人
	卓球室	13.7人	3,974人
	トレーニング室	21.8人	6,337人
文化施設	モデルルーム	0.6人	191人
	会議室	12.8人	3,711人
	調理実習室	7.7人	2,234人

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第3号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

10 R C C文化センター・イズミテクノホールマネジメントグループ共同事業体

(1) 監査の概要

ア 指定管理者の概要

- ・主な事業 広島県民文化センターの管理
- ・所在地 広島市中区橋本町5番11号
- ・代表者 株式会社R C C文化センター 代表取締役社長 出田 秀

イ 公の施設の管理状況

- ・施設名 広島県民文化センター
- ・所在地 広島市中区大手町一丁目5番3号
- ・指定期間 令和5年4月1日～令和10年3月31日
- ・指定期間に係る管理費用の上限額 391,247,000円
(うち、令和6年度管理費用78,443,000円)
- ・所管課 環境県民局文化芸術課
- ・利用状況(令和6年度)

区分		利用日数(利用率)
ホール		268日(74.7%)
展 示 室	第一	206日
	第二	193日
	第三	164日
	計	563日(52.6%)
練 習 室	第一	294日
	第二	322日
	第三	198日
	計	814日(76.0%)

ウ 県の財政的援助等の状況

令和6年度広島県地域創造助成事業費補助金を交付

(所管課 環境県民局文化芸術課)

- ・補助額 742,000円
- ・交付の目的 県立文化施設を地域文化の発信及び地域交流拠点として活用し、地域の活性化に寄与し、広島県民の文化・芸術の振興を図る。
- ・補助対象経費 「ひろしま神楽定期公演2024」に要する総事業費のうち、一般財団法人地域創造が定める要綱により認められた経費

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第3号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

11 イズミテクノ・広島緑地建設・広田造園共同事業体

(1) 監査の概要

ア 指定管理者の概要

- ・主な事業 広島県縮景園及び広島県立美術館の指定管理者業務
- ・所在地 広島市中区上幟町2番22号
- ・代表者 株式会社イズミテクノ 代表取締役 本田 雅彦

イ 公の施設の管理状況

- ・施設名 広島県縮景園及び広島県立美術館
- ・所在地 広島市中区上幟町2番11号（広島県縮景園）
広島市中区上幟町2番22号（広島県立美術館）
- ・指定期間 令和4年4月1日～令和9年3月31日
- ・指定期間に係る管理費用の上限額 1,335,000,000円
(うち、令和6年度管理費用 267,000,000円)
- ・所管課 環境県民局文化芸術課

ウ 利用状況（令和6年度）

・広島県縮景園

入園者数	清風館利用件数	明月亭利用件数
379,526人	15件	17件

・広島県立美術館

所蔵作品展 入場者数	県民ギャラリー 利用者数	講堂利用者数	特別展入場者数
57,067人	86,634人	5,650人	276,172人

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第3号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

12 もみのき森林公園管理グループ

(1) 監査の概要

ア 指定管理者の概要

- ・主な事業 広島県立もみのき森林公園の指定管理者業務
- ・所在地 広島市中区大手町5丁目3番12号
- ・代表者 株式会社第一ビルサービス 代表取締役 坂根 紳也

イ 公の施設の管理状況

- ・施設名 広島県立もみのき森林公園
- ・所在地 廿日市市吉和1593-75
- ・指定期間 令和6年4月1日～令和21年3月31日
- ・指定期間に係る管理費用の上限額 330,616,000円
(うち、令和6年度管理費用 21,790,000円)
- ・所管課 環境県民局自然環境課

・利用状況(令和6年度) (単位:人)

もみのき荘	研修棟	体育館	アスレチック	入込客数
2,986	844	1,720	9,604	114,100

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項等があった。

【指摘事項】

管理業務に係る事務処理について

宿泊所等の利用料金の減免に係る事務処理において、利用料金減免申請書を提出した者に対して、利用料金減免承認書を交付していなかった。適正な事務処理に努められたい。

根拠	広島県立もみのき森林公園管理規則第8条第2項 広島県立もみのき森林公園管理業務等実施要領 3(4)
----	--

【改善を求める事項】

管理業務に係る事務処理について

指定管理者において予約サイトによる宿泊予約の一元管理などを行っているが、広島県立もみのき森林公園管理規則及び広島県立もみのき森林公園管理業務等実施要領(以下「規則等」という。)で規定する利用申込書の提出及び利用許可書の交付の的行われていなかった。

また、アスレチックコースの利用券の交付及び利用料金の減免に係る具体的な手続が規定されておらず、指定管理者が作成した減免申請書の様式を利用するなど、規則等と異なる取扱いが見受けられた。

施設の利用目的や利用者の利便性を踏まえ、規定と実際の事務処理が整合するよう、規定の見直しも含め所管課と協議する必要がある。

13 株式会社恐羅漢

(1) 監査の概要

ア 指定管理者の概要

- ・ 主な事業 恐羅漢スノーパークの運営管理、牛小屋高原公園施設指定管理業務など
- ・ 所在地 山県郡安芸太田町大字横川 740 番地 1
- ・ 代表者 株式会社恐羅漢 代表取締役 川本 泰生

イ 公の施設の管理状況

- ・ 施設名 牛小屋高原公園施設
- ・ 所在地 山県郡安芸太田町大字横川
- ・ 指定期間 令和 5 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日
- ・ 指定期間に係る管理費用の上限額 64,542,000 円
(うち、令和 6 年度管理費用 12,985,000 円)
- ・ 所管課 環境県民局自然環境課
- ・ 利用状況 入場者数 3,688 人 (令和 6 年度)

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第 15 条第 2 項第 3 号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

14 株式会社WAKOフロンティア

(1) 監査の概要

ア 指定管理者の概要

- ・主な事業内容 ボートパーク広島の管理運営
- ・所在地 広島市中区南吉島一丁目1番
- ・代表者 代表取締役 古賀 淳一郎

イ 公の施設の管理状況

- ・公の施設名 ボートパーク広島
- ・所在地 広島市中区南吉島一丁目1番
- ・指定期間 平成19年10月1日～令和9年9月30日
- ・指定期間に係る管理費用の上限額 なし
- ・所管課 土木建築局港湾振興課
- ・利用状況（収容可能艇数 516 艇）

年 度	艇置数
令和6年度	411 艇
平成5年度	418 艇

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第3号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

15 株式会社中国バス

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 主な事業内容 一般（乗合・貸切）旅客自動車運送事業
- ・ 所在地 福山市多治米町6丁目12番31号
- ・ 代表者 代表取締役 谷口 修身

イ 県の財政的援助等の状況

令和6年度広島県地域間幹線系統確保維持費補助金

（所管課 地域政策局公共交通政策課）

- ・ 補助額 47,713,000円（総事業費339,085,868円、補助対象経費95,427,000円）
- ・ 交付の目的 陸上における生活交通の存続が危機に瀕している地域等における地域の特性・実情に最適な移動手段の提供及び地域公共交通の確保・維持の支援
- ・ 補助対象経費 補助対象経常費用の見込額と経常収益の見込額との差額

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第3号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

16 学校法人福山暁の星学院

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・主な事業 高等学校、中学校、小学校、こども園の運営
- ・所在地 福山市西深津町三丁目4番1号
- ・代表者 理事長 田中 靖
- ・学校の状況 (令和7年5月1日現在)

区分	生徒等数	教員数	職員数
福山暁の星女子高等学校	184人	33人	12人
福山暁の星女子中学校	188人	27人	10人
福山暁の星小学校	322人	31人	20人
福山暁の星こども園	100人	27人	9人

(注1) 教員数及び職員数は、非常勤を含んだ人数。

(注2) こども園の園児数は、満3歳児を含まない人数。

イ 県の主な財政的援助等の状況

令和6年度広島県私立学校振興費補助金等を交付(所管課 環境県民局学事課)

(ア) 広島県私立学校振興費補助金(経常費補助金)

- ・補助額 288,955,848円
- ・交付の目的 私立学校における教育条件の整備向上及び保護者負担の軽減
- ・補助対象経費 当法人が設置する学校の運営に要する人件費等経費

(イ) 広島県私立学校振興費補助金(授業料等軽減補助金)

- ・補助額 1,400,050円
- ・交付の目的 私立高等学校の学費負担困難者に対する授業料等の軽減
- ・補助対象経費 当法人が行った高等学校の授業料等の軽減額

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第3号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

17 学校法人祇園清心学園

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・主な事業 幼稚園の運営
- ・所在地 広島市安佐南区祇園三丁目6番1号
- ・代表者 理事長 李 相源
- ・学校（幼稚園）の状況（令和7年5月1日現在）

区分	園児数	教員数	職員数
清心幼稚園	202人	23人	3人

（注1） 教員数及び職員数は、非常勤を含んだ人数。

（注2） 園児数は、満3歳児を含まない人数。

イ 県の財政的援助等の状況

令和6年度広島県私立学校振興費補助金（経常費補助金）を交付

（所管課 環境県民局学事課）

- ・補助額 48,774,000円
- ・交付の目的 私立学校における教育条件の整備向上及び保護者負担の軽減
- ・補助対象経費 当法人の幼稚園の運営に要する人件費等の経費

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第3号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

18 一般社団法人広島市医師会

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・主な事業 看護専門学校、臨床検査センター、広島市医師会運営・安芸市民病院、
広島市医師会千田町夜間急病センターの運営
- ・所在地 広島市西区観音本町1丁目1-1
- ・代表者 会長 山本 匡
- ・学校の状況

(令和7年4月15日現在)

区 分	学生数	教員数	事務職員数
医療高等課程（准看護師養成課程）	108人	9人	5人
医療専門課程（看護師養成課程）	112人	14人	
合 計	220人	23人	5人

イ 県の財政的援助等の状況

令和6年度看護師等養成所運営費補助金を交付（所管課 健康福祉局医療介護基盤課）

(ア) 看護師等養成所運営費補助金（医療高等課程）

- ・補 助 額 21,111,240円（総事業費131,592,286円、補助対象経費87,140,428円）
- ・交付の目的 看護師及び准看護師の養成所の強化及び充実に資するため。
- ・補助対象経費 看護師等養成所の運営に必要な経費のうちの一部

(イ) 看護師等養成所運営費補助金（医療専門課程夜間コース）

- ・補 助 額 11,862,480円（総事業費72,759,030円、補助対象経費57,219,323円）
- ・交付の目的 看護師及び准看護師の養成所の強化及び充実に資するため。
- ・補助対象経費 看護師等養成所の運営に必要な経費のうちの一部

(ウ) 看護師等養成所運営費補助金（医療専門課程全日コース）

- ・補 助 額 15,717,360円（総事業費89,679,654円、補助対象経費47,129,329円）
- ・交付の目的 看護師及び准看護師の養成所の強化及び充実に資するため。
- ・補助対象経費 看護師等養成所の運営に必要な経費のうちの一部

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第3号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

19 社会福祉法人つつじ

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・主な事業 障害福祉サービス事業及び障害児通所支援事業の経営
- ・所在地 東広島市八本松町米満 10461 番地
- ・代表者 理事長 山田 正史

イ 県の財政的援助等の状況

令和6年度社会福祉施設等整備費補助金を交付（所管課 健康福祉局障害者支援課）

- ・補助額 270,041,000 円
- ・交付の目的 社会福祉法人等が行う社会福祉施設の施設整備等に要する費用の一部を補助することにより、社会福祉施設等の整備の促進を図る。

名 称	<p>「ほほえみタウン坂（仮称）ありがとう福祉センター・坂」</p> <p>① 「グローリー」 生活介護及び就労継続支援 B 型（多機能型事業所） 〔県補助額〕 166,153,000 円</p> <p>② 「ぐるんぱさか」 福祉型児童発達支援センター及び放課後デイサービス 〔県補助額〕 103,888,000 円</p>
所在地	安芸郡坂町植田四丁目 3 番 28 号
概 要	<p>① 「グローリー」 生活介護及び就労継続支援 B 型（多機能型事業所） ・定員 40 人</p> <p>② 「ぐるんぱさか」 福祉型児童発達支援センター及び放課後デイサービス ・定員 25 人</p> <p>(①②共通)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・敷地面積 1,280.00 m² (約 387 坪) ・建築面積 545.47 m² ・延床面積 1,341.42 m² ・建物構造 RC造り、3階建（合金メッキ鋼板ぶき） <p>(補助金分面積按分①②共通)</p> <ul style="list-style-type: none"> 1階 (児童福祉施設) 238.19 m² (作業所) 27.35 m² 2階 (作業所・事務所) 385.78 m² 3階 (作業所) 119.73 m² (便所) 15.31 m² (倉庫) 4.11 m²

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第3号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

20 医療法人社団恵宣会

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・主な事業 病院、診療所、老人保健施設、障害福祉サービス事業の経営
- ・所在地 竹原市下野町650番地
- ・代表者 理事長 山田 均

イ 県の財政的援助等の状況

令和6年度広島県医療施設等施設整備費補助金を交付（所管課 医療介護基盤課）

- ・補助額 24,120,000円
- ・交付の目的 医療施設における患者の療養環境及び医療従事者の職場環境の改善並びに医療従事者の養成力の充実に資することを目的とする。

事業名	有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業
対象施設（所在地）	竹原病院（竹原市下野町650番地）
工事概要	種別：パッケージ型自動消火設備の設置 整備面積：RC造2階建 対象面積1984.7㎡

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第3号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

21 公益社団法人広島県トラック協会

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 主な事業 貨物自動車運送事業に関する指導、調査及び研究、貨物自動車運送事業の近代化、合理化のための事業等
- ・ 所在地 広島市東区光町二丁目1番18号
- ・ 代表者 会長 小丸 成洋

イ 県の財政的援助等の状況

(ア) 令和6年度広島県運輸事業振興助成交付金を交付

(所管課 商工労働局経営革新課 ※令和6年度まで商工労働総務課)

- ・ 交付額 508,720,254円
- ・ 交付の目的 営業用トラックの輸送の安全の確保、サービスの改善及び向上等
- ・ 交付対象経費 広島県運輸事業振興助成交付金交付要綱第3条第2項に掲げる事業に要する経費

(イ) 令和5年度及び令和6年度物流生産性向上等支援事業補助金を交付

(所管課 商工労働局経営革新課 ※令和6年度まで商工労働総務課)

- ・ 交付額 令和5年度：9,600,000円、令和6年度：460,603,800円
- ・ 交付の目的 物価高騰や物流の2024年問題といった課題に直面する県内運輸事業者の生産性向上や人材の確保に向けた取組に対する支援、エネルギー価格に左右されにくい事業構造への転換を図るため、環境負荷の軽減につながる環境対応車の導入に対する支援
- ・ 交付対象経費 支援対象事業者の公募等の管理運営事業及び支援金交付事業に要する経費

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第3号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

22 府中商工会議所

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・主な事業 まちづくり等への提言、会員企業が成長・発展するための支援、地域活性化の推進等
- ・所在地 府中市元町445-1
- ・代表者 会頭 北川 祐治
- ・会員の状況（令和7年10月31日現在）

	個人	法人	団体	合計
会 員	600	628	37	1,265
特別会員	92	156	5	253

イ 県の財政的援助等の状況

令和6年度小規模事業経営支援事業費補助金

（所管課 商工労働局経営革新課）

- ・補助額 51,820,200円（総事業費63,062,466円、補助対象経費51,820,200円）
- ・交付の目的 小規模事業者に対する経営改善普及事業などを促進し、地域経済社会の形成に大きな役割を果たしている小規模事業者等の振興と安定に寄与する。
- ・補助対象経費 経営改善普及事業等を実施するための職員の設置等に要する経費。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第3号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

23 広島市森林組合

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・主な業務 組合員のためにする森林の経営に関する指導
組合員の委託を受けて行う森林の施業及び経営
- ・所在地 広島市安佐北区亀山南三丁目 16 番 28 号
- ・代表者 代表理事組合長 吉川 浩二

イ 県の財政的援助等の状況

令和 6 年度森林環境保全直接支援事業補助金を交付（所管課 農林水産局林業課）

- ・補助額 54,061,680 円
- ・交付の目的 施業の集約化や路網整備を通じて施業の低コスト化を図りつつ計画的に行う搬出間伐等の森林施業と、これと一体となった森林作業道の開設等を支援する。
- ・補助対象経費 人工造林、樹下植栽等、下刈り、枝打ち、除伐、保育間伐、間伐等に要した経費の一部

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第 15 条第 2 項第 3 号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

24 一般社団法人広島県清港会

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・主な事業 広島県内の主要港及びその周辺海域における漂流物及び汚物等の除去並びに海洋汚染防止の啓発に関する事業等
- ・所在地 広島市南区宇品海岸三丁目 12 番 72 号
- ・代表者 会長 池田 晃治

イ 県の財政的援助等の状況

令和 6 年度港湾振興事業補助金を交付

(所管課 土木建築局港湾振興課)

- ・補助額 62,417,000 円 (総事業費 72,643,142 円、補助対象経費 72,643,142 円)
- ・交付の目的 港湾の秩序ある整備と適正な運営、航路の開発及び保全
- ・補助対象経費 清港事業に要する経費

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第 15 条第 2 項第 3 号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。